

6次産業化推進整備事業実施要領

〔 制定 平成23年4月1日 22総合第1777号
22生産第10770号
22経営第7116号
総合食料局長、生産局長、経営局長通知 〕

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の6次産業化推進整備事業の項に掲げる事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 本事業の趣旨

現在、農山漁村の活性化のため、農業者が自ら加工・販売等に取り組む経営の多角化、産地の収益力強化につながる地産地消の推進及び地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の連携など、農林漁業と2次・3次産業との融合を図る「農山漁村の6次産業化」を推進しているところである。

しかしながら、近年、農林漁業者等の所得が低下する中、融資のみではリスクが高い新たな設備投資へなかなか踏み切れない農林漁業者等が多数存在するという実情にある。

このような状況を踏まえ、農業法人等が経営の複合化・多角化を図る取組、産地の農林水産物の産地の収益力強化のための地産地消の取組及び農林漁業者と食品産業事業者が安定的な取引関係を確立して行う農商工等連携の取組に必要な機械・施設の整備等を支援することにより、農林漁業者等による6次産業化を強力に推進し、農山漁村における雇用の創出と所得の向上を図るものとする。

第3 事業タイプ

6次産業化推進整備事業の事業タイプは次のとおりとする。なお、事業タイプごとの細部については、それぞれ別記に定めるものとする。

- 1 農業主導タイプ : 別記1
- 2 地産地消タイプ : 別記2
- 3 農商工等連携タイプ : 別記3

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成26年3月31日までとする。

第5 その他

本事業の実施に当たっては、本要領に定めるもののほか、6次産業化推進整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成23年4月1日付け22総合第1779号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）及び6次産業化推進整備事業における費用対効果分析の実施について（平成23年4月1日付け22総合第1778号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。）によるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この通知の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 農商工等連携促進施設整備支援事業実施要領（平成22年4月1日付け21総合第2143号農林水産省総合食料局長通知）
 - (2) 農業主導型6次産業化整備事業実施要領（平成22年4月1日付け21経営第7119号農林水産省経営局長通知）
- 3 2の規定により廃止された通知に基づく事業であって、平成22年度までに実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

(別記1)

農業主導タイプ

第1 事業実施主体

実施要綱別表1の事業実施主体の欄の10の経営局長が別に定める者は、6次産業化法人(農業生産のみならず、加工・流通・販売等についての新たな取組を行う農業法人等をいう。以下同じ。)及び連携法人(6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等をいう。以下同じ。)であり、次の要件を満たすものとする。

- 1 6次産業化法人及び連携法人の組織の形態は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第2条第1項に規定する旧有限会社又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第7条の8第1項に規定する農事組合法人のうち農業経営を行う法人
 - (2) (1)以外の農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものであって、耕作又は養畜に要する費用を全ての構成員が共同して負担しており、これに係る利益を全ての構成員に対して配分しているものに限る。)
- 2 6次産業化法人及び連携法人は、次の(1)から(4)までの要件を全て満たすものとする。なお、連携法人にあつては、(5)及び(6)の要件も満たすものとする。
 - (1) 構成員に3戸以上の農家を含み、かつ当該農家が議決権の過半を占める等、農家が当該法人又は団体の事業活動を実質的に支配すると認められること。なお、構成員に3戸以上の農家を含まない法人又は団体にあつては、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (2) 農業経営を改善するための計画を有していること。
 - (3) 農畜産物の生産を行っている又は生産を計画していること。
 - (4) 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下のもの又は常時使用する従業員の数が300人以下のものであること。また、大企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当しないものをいう。)から出資を受ける子会社(会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。)でないこと。
 - (5) 6次産業化法人と第5の目標年度までの期間以上の取引契約(原料供給契約等)を締結していること。
 - (6) 6次産業化法人の子会社でないこと。

第2 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものをいう。

- 1 6次産業化法人が加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に必要となる機械・施設等の整備及びこれと併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備とする。なお、「加工・流通・販売等についての新たな取組(以下「新たな取組」という。)」とは、次に掲げる取組等とする。
 - (1) 6次産業化法人が、自ら生産した農畜産物を利用して新たに加工・流通・販売等のいずれか1つ以上に取り組むこと。
 - (2) 6次産業化法人が既に取り組んでいる加工・流通・販売等の取組を拡充するための生産量の増加又は品質等の向上又は新たな品目に係る農畜産物の加工・流通・販売等のいずれか1つ以上に取り組むこと。

- 2 連携法人が1の整備と併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備とする。

第3 補助対象機械・施設の範囲

補助対象となる機械・施設は次に掲げるとおりであり、これに対する補助率は、交付要綱別表1に掲げるとおりとする。

- 1 6次産業化法人が加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に必要となる機械・施設等及びこれと併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等

(1) 加工・流通・販売等に関する機械・施設等

ア 農畜産物集出荷貯蔵施設

野菜又は果樹等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等及びこれらの附帯施設

イ 農畜産物加工施設

処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設、建物等及びこれらの附帯施設

ウ 農畜産物販売施設

販路拡大用・鮮度保持用・貯蔵用機械施設、建物等及びこれらの附帯施設

エ 農畜産物提供施設

農畜産物を活用した食材供給のために必要な加工・貯蔵・処理用機械施設、建物等及びこれらの附帯施設

オ 未利用資源活用施設

農業副産物、農業廃棄物及び太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械施設、建物等及びこれらの附帯施設

カ 建物用地整備

施設の整備のための用地の整備・造成

キ アからカまでの附帯施設

(2) 生産に関する機械・施設等

ア 簡易土地基盤整備

障害物除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水、農道整備、有機物投入等の簡易な整備

イ 農業用水施設

水源施設、貯水施設、配管、ポンプ、建物等及びこれらの附帯施設

ウ 高生産性農業用機械施設

農業用機械施設、建物等及びこれらの附帯施設

エ 乾燥調製貯蔵施設

乾燥機、初摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設

オ 育苗施設

水稻又は野菜等の育苗機械施設、建物等及びこれらの附帯施設

カ 高品質堆肥製造施設

堆肥製造用・堆肥保管用機械施設、建物等及びこれらの附帯施設

キ 新技術活用種苗等供給施設

育苗・増殖用・培養検定用機械施設、建物等及びこれらの附帯施設

ク アからキまでの附帯施設

(3) 特認施設等

ア (1)及び(2)に掲げる機械・施設等以外であって、事業承認者(実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。)が特に必要と認める機械・施設等

イ アの附帯施設

2 連携法人が1の整備と併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等（整備内容は1の該当部分の機械・施設等と同じ。）

(1) 生産に関する機械・施設等

ア 簡易土地基盤整備

イ 農業用水施設

ウ 高生産性農業用機械施設

エ 乾燥調製貯蔵施設

オ 育苗施設

カ 高品質堆肥製造施設

キ 新技術活用種苗等供給施設

ク アからキまでの附帯施設

(2) 特認施設等

ア (1)に掲げる機械・施設等以外であって、事業承認者が特に必要と認める生産に関する機械・施設等

イ アの附帯施設

第4 成果目標

実施要綱第4の1の経営局長が別に定める成果目標の内容及び基準は次のとおりであり、第5の目標年度までにこれを達成するものとする。

1 所得向上に関する成果目標

6次産業化法人の農業経営に関する売上高が、申請時に比べ3千万円以上増加するか又は売上高の割合が申請時に比べて30%以上増加するかのいずれかの高度な目標を設定する。

2 雇用の創出に関する成果目標

6次産業化法人の雇用者数が、新たに延べ240人・日以上増加する目標を設定する。なお、常時雇用者が1人増加した場合には、240人・日に換算する。

3 地域の活性化に関する成果目標

6次産業化法人が、耕作放棄地の活用、生産技術の普及又は研修生の受入れ等地域が抱える課題に応じた目標を設定する。

第5 目標年度

実施要綱第4の1の経営局長が別に定める成果目標の目標年度は、第7の1の事業実施計画（別紙様式第2号）の承認年度から起算して4年度目とする。

第6 承認基準等

1 実施要綱第4の1の経営局長が別に定める基準は次のとおりとし、事業承認者は次の要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

(1) 組織に関する事項

ア 事業実施主体の経営経験が5年未満の場合、原則として総事業費は1億円未満であるものとする。

イ 事業実施主体の定款、規約等に農業経営の6次産業化への取組内容が明記されているものとする。

ウ 事業実施主体の経営状況は、原則として直近3ヵ年での経常利益の平均が黒字（損益計

算書における経常利益の3ヵ年分の合計額が0円以上となっていること。)であり、かつ直近年においては債務超過でないものとする。

(2) 取組内容に関する事項

- ア 機械・施設等の利用計画が適正であり、それが確実に履行されると認められるものとする。
- イ 補助事業の対象となる施設で使用する農畜産物(原材料等)については、原則として6次産業化法人が、おおむね50%以上について生産を行っている又は生産を計画しているものとする。
- ウ 機械・施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められるものとする。また、加工・販売等の機能を有する施設等については、当該施設等で取り扱う農畜産物の仕入・販売(販路)等に関する計画が明らかになっているものとする。
- エ 事業を通じて導入する機械・施設等及び営農上の新技術について、効果の発現等が十分に確認されているものとする。

(3) 施設整備に関する事項

- ア 機械・施設等の能力及び規模が、事業実施主体の事業内容及び経営状況に照らして適正であるものとする。
- イ 新たな取組と併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備は、新たな取組で整備する機械・施設等に見合う適正な規模及び内容のものに限るものとする。
- ウ 補助事業費は、当該機械・施設等を整備する都道府県等において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を取得して比較検討するものとする。
- エ 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、新品新材を利用するほか、増築、改築、併設等を実施するに当たり、古品古材の利用に努めるものとする。
- オ 補助の対象となる施設については、新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月策定農林水産省)の規定に基づき、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、可能な場合には、間伐材又は合法性が証明された木材での木造化及び内装等の木質化に努めるものとする。
- カ 補助の対象とする機械・施設等は、原則として耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- キ 新規作目を導入する場合又は初期投資の負担軽減を図る場合等については、新品に比べ同程度の能力を有する中古農業機械を補助の対象とするものとする。(残存耐用年数が2年以上のものに限る。また、この場合の中古農業機械は、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農林水産省農蚕園芸局長、農林水産省畜産局長、農林水産省食品流通局長、林野庁長官通知。以下「整理合理化通知」という。)に示された基準を適用しないものとする。)
- ク 個人機械・施設等及び目的外使用のおそれの多い機械・施設等は、補助の対象としないものとする。
- ケ 既存の機械・施設等の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備すること(いわゆる更新)並びに補助の対象とする施設のうち附帯施設のみの整備は、補助の対象としないものとする。
- コ 補助の対象となる機械・施設等の附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの及びフォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)は補助の対象としないものとする。
- サ 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替え

て補助の対象とすることは、認めないものとする。

(4) その他の事項

ア 費用対効果分析通知に定める費用対効果の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっているものとする。

イ 主たる受益地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域であるものとする。

ウ 過去において当該事業実施主体が他の補助事業により機械・施設等を整備している場合にあっては、その機械・施設等の利用状況が計画に照らし、直近3ヵ年間で70%以上利用されているものとする。

エ 事業実施主体は第4の成果目標を設定するものとする。

2 補助対象経費の範囲に含まれる特認施設等とは、農業経営の6次産業化のため、事業承認者が特に必要と認める機械・施設等であり次に掲げるもの等とする。

(1) 複合経営促進施設

栽培機能の他に育苗機能等を併せ持つ生産施設であり、別途、防除・土づくり・資材保管等に関する計画が整理されているもの。

(2) 高生産性農業用機械施設に含まれない機械

これまで整理合理化通知に規定する機械に含まれたことのないもので、新品種、新技術等に対応したもの。

第7 事業実施計画

1 事業実施計画の作成

実施要綱第5の1の経営局長が別に定める事業実施計画は次により作成するものとする。

(1) 作成主体

事業実施計画は、6次産業化法人が作成するものとする。なお、事業実施主体に連携法人を含む場合には、当該法人の同意を得て作成するものとする。

(2) 事業実施計画の内容

事業実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 6次産業化法人(事業実施主体に連携法人を含む場合には当該法人を含む。)の概要

イ 6次産業化法人(事業実施主体に連携法人を含む場合には当該法人を含む。)の構成員

ウ 6次産業化法人(事業実施主体に連携法人を含む場合には当該法人を含む。)の経営状況

エ 6次産業化法人(事業実施主体に連携法人を含む場合には当該法人を含む。)の現状及び課題

オ 目標設定

カ 目標設定の考え方

キ 機械・施設等の整備計画

ク 事業費低減の方策

ケ 関連事業

コ 機械・施設等の利用計画

サ 費用対効果分析

2 公募手続及び事業実施計画の承認手続

公募手続及び事業実施計画の承認手続は次により行うものとする。

(1) 応募団体（6次産業化法人）は、公募の実施期間中、地方農政局等（北海道にあっては農林水産省経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を經由して経営

局長に応募申請を行うものとする。

- (2) 地方農政局等は、6次産業化法人から提出のあった申請書類を確認し、応募要件等を満たしている場合に限り、経営局長に送付するものとする。
- (3) 公募手続を経て、事業実施主体となり得る候補者となった6次産業化法人は、申請書(別紙様式第1号)及び事業実施計画を事業承認者に提出し、その承認を受けるものとする。
なお、事業実施計画の提出を受けた事業承認者は、当該事業実施計画に連携法人が含まれている場合であって、かつ6次産業化法人及び連携法人の所在する都道府県を管轄する地方農政局等が異なるときには、連携法人が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等(北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。)に当該事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。
- (4) 事業承認者は承認に先立ち、事業の適正な執行の確保のため、関係市町村等に対し、事業実施主体の評価、事業用地の確保、事業実施が周辺の土地利用等に与える影響等について、原則として現地での意見照会を行うものとする。
- (5) 事業承認者が事業実施計画を承認したときは、事業実施計画の写しを経営局長に提出するとともに、インターネットのホームページへの掲載等により公表するものとする。なお、提出を受けた経営局長もこれと同様の方法により公表するものとする。

3 事業の着工

- (1) 事業の着工は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合には、事業承認者に事前に届け出ることにより、交付決定前に着工することができるものとする。
- (2) 事業の施工は、原則として事業実施計画の承認のあった年度内で完了するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更等

実施要綱第5の2の経営局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。事業実施計画の当該重要な変更又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第5の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 施工箇所及び設置場所の変更
- (4) 補助事業費又は事業量の30%を超える変更
- (5) 機械・施設等の新設又は廃止

第8 事業実施状況等の報告

実施要綱第8の経営局長が別に定める事業の評価は、成果目標、機械・施設等の利用状況及び事業の実施状況等(以下「成果目標等」という。)について、次により行うものとする。

1 自己点検

6次産業化法人は、目標年度までの毎年度、自己点検報告書(別紙様式第4号)により自己点検を行い、当該年度の翌年度の7月末日までに、鑑文(別紙様式第3号)とともに事業承認者に提出するものとする。なお、目標年度において成果目標等が達成されなかったときは、次年度以降も継続して自己点検を実施するものとする。

2 点検評価

事業承認者が行う点検評価は、次により行うものとする。

- (1) 事業承認者は、6次産業化法人から自己点検報告書の提出を受けたときは、これについ

て、点検評価書（別紙様式第5号）（以下「点検評価書」という。）により点検評価を行い、その結果を9月末日までに6次産業化法人に対して通知するものとする。また、指導すべき事項がある場合には必要に応じて改善指導を行うものとする。

- (2) 6次産業化法人は、(1)の通知において成果目標等の達成状況が不十分である等の指摘を受けた場合には、当該指摘に係る事項が翌年度までに改善されるよう最大限努めるものとする。
- (3) 事業承認者は、点検評価を行ったときは、点検評価書の写しを経営局長に提出するとともに、インターネットのホームページへの掲載等により公表するものとする。なお、提出を受けた経営局長はこれを取りまとめ、同様の方法により公表するものとする。
- (4) 事業承認者は、目標年度の翌々年度までに成果目標等が達成されず、かつ、改善の目処が立たないと判断したときは事業を取り止めるなど、適切な措置を講じるものとする。また、目標年度の翌々年度以降において、成果目標等が達成されないものの、改善が見込まれると判断したときは、事業承認者は、2の(1)の点検評価を通じて必要な改善指導を継続して行うものとする。なお、成果目標等の達成を阻害する要因が自然災害等、事業実施主体の責に帰すべきものでない場合にはこの限りでない。

第9 国が行う必要な措置

実施要綱第10の3の経営局長が別に定める必要な事項は次に掲げるものとする。

1 推進指導

事業承認者は、地域の実態に即した本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村等との密接な連携を図り、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、事業承認者が行う事務のうち、次に掲げる事務については、地方農政事務所長（北海道農政事務所長を含む。）と連携・協力して行うものとする。

- (1) 事業の普及・推進
- (2) 事業の実施に係る情報収集
- (3) 事業承認者と事業実施主体等との連絡・調整

2 事業の適正な執行の確保

- (1) 事業承認者は事業実施主体に対して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令並びに要綱・本要領等の適正な運用のため必要な限度において、報告又は資料の提出を求め、必要な指導及び助言を行うものとする。
- (2) 事業承認者は事業実施主体に対して、本事業の実施上監督の必要があるときは、事業内容を検査し、その結果不適切な事実がある場合には是正を求めるものとする。
- (3) 事業承認者は事業実施主体に対して、本事業の効果等の検証を目的とした調査等を求めることができるものとする。
- (4) 事業承認者は、事業の実施に当たり次に掲げる事務を行うものとする。

ア 事業実施計画承認申請時

次により事業実施主体の経営状況及び事業実施の確実性等について確認する。

a 事業実施主体の経営状況

直近3ヵ年分の決算書報告書（貸借対照表、損益計算書等。以下同じ。）等により確認する。

b 事業実施の確実性等（資金の確保）

預金残高証明書、融資の決定に関する証明書又は融資決定の見込みに関する書類等により確認する。

イ 補助金交付申請時

実施設計書（設計図面、仕様書、工事費明細書等）により事業費等を確認する。

ウ 契約の入札

原則として入札に立ち会い、落札価格等を確認する。

エ 補助金概算払請求時

事業の進捗状況について、現場監督員等及び現場代理人等からの報告により出来高を確認する。また、既に支払が行われている場合には、会計帳簿、振込受付書、請求書及び領収書等によりその状況を確認する。

オ 事業実績報告時又は事業完了検査時

事業が完了していることについて、現地において、現場監督員等及び現場代理人等からの報告並びに出来高設計書、検査調書、引渡し書及び納品書等の書類により確認する。

また、既に支払が行われている場合には、会計帳簿、振込受付書、請求書及び領収書等によりその状況を確認する。

カ 事業完了後

次により目標年度までの毎年度、自己点検報告書の提出時において、事業が適正に実施されていることを確認する。また、オにより確認できなかった事項については引き続き確認を行うものとする。

a 経営状況関係資料

直近の決算報告書等により経営状況を確認する。

b 現地確認

事業実施主体から機械・施設等の稼働状況について聴取し確認する。

3 透明性の確保

事業承認者は事業の実施状況等について、随時インターネットのホームページに掲載するなど、情報の開示を行うことにより、事業の透明性の確保に努めるものとする。

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成〇〇年度6次産業化推進整備事業（農業主導タイプ）実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）第5の1及び6次産業化推進整備事業実施要領（平成23年〇月〇日付け22総合第〇〇〇〇号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記1の第7の2の（3）の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式第2号及び事業実施計画参考に掲げる資料を添付すること。
2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

(別紙様式第2号)

平成 年度 6次産業化推進整備事業(農業主導タイプ)実施計画

1 6次産業化法人について

(1)6次産業化法人の概要

6次産業化法人の名称	組織の形態	代表者名	設立年月日
主たる事務所の住所		TEL	
		FAX	

(2)6次産業化法人の構成員

構成員の氏名	年齢	住所・所在地 (都道府県市町村名)	出資金額	出資比率	備考 (農業生産法人である場合)
	才		円	%	
	才		円	%	
	才		円	%	
	才		円	%	
	才		円	%	
			円	%	
0			円	%	

(注) 備考欄には、農業生産法人である場合に農地法第2条第3項第2号に掲げる要件のいずれかを記入すること。この場合、常時従事者は「常」、農地等の使用収益権を移転・設定しているときはその旨を記入すること。

(3)6次産業化法人の経営状況

項目	第 期	第 期	第 期(直近)	備考
	平成 年 月 日～	平成 年 月 日～	平成 年 月 日～	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
売上高(A)	千円	千円	千円	
売上原価(B)	千円	千円	千円	
売上総利益(C)	千円	千円	千円	
販売費及び一般管理費(D)	千円	千円	千円	
営業利益(E)	千円	千円	千円	
営業外収益(F)	千円	千円	千円	
営業外費用(G)	千円	千円	千円	
経常利益(H)	千円	千円	千円	
特別利益(I)	千円	千円	千円	
特別損失(J)	千円	千円	千円	
税引前当期純利益(K)	千円	千円	千円	
法人税等(L)	千円	千円	千円	
法人税等調整額(M)	千円	千円	千円	
税引後当期純利益(N)	千円	千円	千円	
資産(O)	千円	千円	千円	
負債(P)	千円	千円	千円	
資産と負債の差額(Q)	千円	千円	千円	

- (注) 1 売上総利益(C)＝売上高(A)－売上原価(B)
2 営業利益(E)＝売上総利益(C)－販売費及び一般管理費(D)
3 経常利益(H)＝営業利益(E)＋営業外収益(F)－営業外費用(G)
4 税引前当期純利益(K)＝経常利益(H)＋特別利益(I)－特別損失(J)
5 税引後当期純利益(N)＝税引前当期純利益(K)－法人税等(L)＋法人税等調整額(M)
6 資産と負債の差額(Q)＝資産(O)－負債(P)【マイナスの場合、「債務超過」という。】

(4)6次産業化法人の現状及び課題

現状と課題	[概要]
	[沿革]
	[商品]
	[所得]
	[雇用]
	[事業に取り組むこととなった背景]
6次産業化の展開方針	[6次産業化の展開方針]

①農業生産

作物・部門別	計画時		目標年度	
	作付面積等	生産量	作付面積等	生産量
	ha	t	ha	t
	ha	t	ha	t
	ha	t	ha	t

②加工(2次産業分野)

作物・部門別	内容	製造量	
		計画時	目標年度
		t	t
		t	t
		t	t

③流通・販売(3次産業分野)

作物・部門別	内容	販売額	
		計画時	目標年度
		千円	千円
		千円	千円
		千円	千円

2 連携法人について

- (1) 連携法人の概要 【1の(1)に準ずる】
- (2) 連携法人の構成員 【1の(2)に準ずる】
- (3) 連携法人の経営状況 【1の(3)に準ずる】
- (4) 連携法人の現状と課題

現状と課題	[概要] [沿革] [商品] [所得] [雇用] [課題]
6次産業化法人との連携内容	[6次産業化法人との連携内容]

農業生産 【1の(4)に準ずる】

3 成果目標及び達成プログラム

(1) 目標設定

項目	計画時 (平成 年度)	1年度目 (平成 年度)	2年度目 (平成 年度)	3年度目 (平成 年度)	4年度目 (平成 年度)
(所得の向上に関する成果目標)	千円	千円	千円	千円	千円
売上高の増加	— %	%	%	%	%
(雇用の創出に関する成果目標)					
雇用者の増加	人	人	人	人	人
(地域の活性化に関する成果目標)					
[]					

(2) 目標設定の考え方

項目	目標設定の考え方
(所得の向上に関する成果目標)	
売上高の増加	
(雇用の創出に関する成果目標)	
雇用者の増加	
(地域の活性化に関する成果目標)	
[]	

4 整備計画等

(1) 施設等の整備計画

No.	事業主体名	整備内容		工期		機械・施設の 設置・保管住所
		施設名	事業量 (規模、台数等)	着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日	
1						
2						
3						
4						
5						

No.	総事業費	負担区分			融資先		備考
		国庫補助金	自己資金	その他	金融機関名	償還年数	
1	円	円	円	円		年	
2							
3							
4							
5							
計							

- (注) 1 国庫補助金は千円単位とすること。
 2 工期欄には、申請時にあつては着工及び竣工予定年月日を、実績報告時にあつては実際の着工及び竣工年月日を記入すること。
 3 融資先欄には、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受けようとする場合に記入すること。
 4 備考欄には、国庫補助率の上限を記入するとともに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には減額した金額を、仕入れに係る消費税相当額がない場合には「該当なし」と、仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 (参考)仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合の備考欄の記載方法
 「除税額 ○○円_{※1} うち国費 ○○円_{※2}」
 ※1 総事業費 × 5 ÷ 105 = 「除税額(小数点以下切り捨て)」
 ※2 国庫補助金 ÷ (総事業費-除税額) = a(小数点第6位以下切り捨て)
 除税額 × a = 「うち国費(小数点以下切り捨て)」
 5 補助金実績報告時において、承認のあつた事業実施計画のうち整備計画の内容に変更が生じた場合には、本様式の4の(1)整備計画を修正して添付すること。

(2) 事業費低減の方策

施設等名	事業費低減の具体的方策

(3) 関連事業

他の補助事業で整備した機械・施設等

事業名	事業内容	実施年度	利用計画	利用実績	利用率(%)

(4) 機械・施設等の利用計画

事業実施主体 (管理主体)	構造・規格	規模・台 数	管理運営 従事者	利用(稼働)期間	施設運営に係る 収入/年間(千円)	施設運営に係る 支出/年間(千円)
			職員 人 パート 人			

対象作目	稼働計画(処理量)/年間	適正かつ十分な利用が見込まれる理由

(注)1 機械・施設等ごとに作成すること。

2 処理量は機械・施設等に応じて、(t・千円・ha)等を記入すること。

5 費用対効果分析

項目	効果等	備考
総事業費:A(千円)		
1 効果の内訳(年効果額):B(千円)		
(1)直接効果		
①生産向上効果		
②経費節減効果		
③経営基盤保全効果		
④農外所得増加効果		
(2)間接効果		
①地域所得増加効果		
②洪水防止効果		
③水源かん養効果		
④土壌浸食防止効果		
⑤土砂崩壊防止効果		
⑥有機性廃棄物処理効果		
2 直接効果比率:直接効果額/年効果額		
3 廃用損失額:C(千円)		
4 還元率:D		
5 総合耐用年数		
6 妥当投資額:E=B/D-C		
7 投資効率:F=E/A		

(事業実施計画参考)

農業主導タイプ事業実施計画の添付資料

番号	種類	チェック	応募の際に提出するもの	承認協議において提出するもの
〈農業経営を行う法人の場合〉				
1	組織に関する資料		定款	
2	組織に関する資料		登記事項証明書	
3	組織に関する資料		農業生産を行っていることわかる書類	
4	組織に関する資料		直近3か年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)	
〈新たに農業経営を行う法人を設立する場合〉				
5	組織に関する資料		法人設立のための事前協議を行ったことわかる書類	
6	組織に関する資料		類似商号の調査を行ったことわかる書類	
7	組織に関する資料		設立総会の議事録	
8	組織に関する資料		出資金の払込み状況わかる書類	
9	組織に関する資料		設立登記の申請を行ったことわかる書類	
10	組織に関する資料		①親会社が存在する場合には、親会社の直近3か年分の決算報告書 ②個人経営から新たに設立する場合には、直近3か年分の構成員(代表者等)の所得税の確定申告書等	
11	組織に関する資料		営農を開始する土地に関する契約書等の写し	
12	組織に関する資料		営農及び技術習得を確実にを行うことを明らかにする書類	
〈農業者の組織する団体の場合〉				
13	組織に関する資料		合意形成(参加、農地の利用調整等)を行ったことわかる書類	
14	組織に関する資料		組織の代表者、出資金及び規約等わかる書類	
15	組織に関する資料		経理の一元化を行っていることわかる書類	
16	組織に関する資料		①構成員に課税されている場合には、直近3か年分の構成員(代表者等)の所得税の確定申告書等 ②団体に課税されている場合には、直近3か年分の決算報告書	
〈共通〉				
17	取組内容に関する資料		商品等の販路や需要等が明らかとなる書類	
18	取組内容に関する資料		原材料等となる農畜産物の調達先及び数量等に関する計画が明らかとなる書類	
19	取組内容に関する資料		商品の製造数量及び販売数量(販売価格)等に関する計画が明らかとなる書類	
20	取組内容に関する資料		機械・施設等の規模・能力が適正であることを明らかにする書類	
21	取組内容に関する資料		組織の収入及び支出に関する計画が明らかとなる書類	
22	取組内容に関する資料		取組内容に関するフローチャート	
23	施設整備に関する資料		事業費積算の根拠となる書類	
24	施設整備に関する資料		機械・施設等の収入及び支出に関する計画が明らかとなる書類	
25	施設整備に関する資料		機械・施設等の位置図	
26	施設整備に関する資料		機械・施設等の配置図及び平面図	
27	費用対効果分析に関する書類		費用対効果分析及び効果の出典に関する書類	
28	資金調達等に関する資料		借入金の償還に関する計画が明らかとなる書類	
29	資金調達等に関する資料			融資等決定の見込みを証明する書類
30	資金調達等に関する資料			組織の預金等残高を証明する書類
31	関係機関との調整に関する資料			農地等の転用に関する書類
32	関係機関との調整に関する資料			建築確認に関する書類
33	関係機関との調整に関する資料			営業許可に関する書類
34	関係機関との調整に関する資料			農業振興地域整備計画との整合に関する書類
35	その他の資料			既存商品の説明に関する書類(カタログ等)
36	その他の資料			雇用計画及び雇用管理に関する書類
37	その他の資料			機械・施設等の維持管理規程
38	その他の資料			その他、地方農政局長等が必要とする書類

【注意事項】

- 1 チェック欄は、作成した書類について「✓」マークを付すものとする。また、該当しない項目については「-」マークを付すものとする。
- 2 組織の形態等により、添付できない書類は適宜除外するものとする。
- 3 番号3については、農業生産法人である場合にはそれを証する書類、農業生産法人でない場合には農業共済加入状況等営農を行っていることを証する書類とする。
また、耕作等を行う農地等に関しては、農地法第3条に基づく許可書及び契約書の写し、農業経営基盤強化促進法第18条及び19条に基づく農用地利用集積計画の公告等の写し等とする。
- 4 番号4については、次期の決算報告書の内容が分かる場合又は新たに決算報告書が作成された場合には、直近の決算報告書として取り扱うものとする。
- 5 番号15については、帳簿及び通帳口座の写し並びに経理の一元化を行っていることが分かる規程等とする。
- 6 番号17については、実績に基づく取引先の一覧、新たに取引が見込まれる販売先の一覧又は販路開拓に当たり今後行う事項等とする。
- 7 番号18については、必要となる原材料の品目ごとに、調達先、数量、単価及び調達時期等を整理するものとする。
- 8 番号19については、製造する品目ごとに、販売先、数量、販売価格及び販売時期等を整理するものとする。
- 9 番号20については、番号18番及び19番の書類等と照らし合わせ、適正な機械等の規模・能力を整理するものとする。
- 10 番号21については、損益計算書に準じて整理するものとする。
- 11 番号22については、取組内容を明瞭に把握することができるよう1枚程度に整理するものとする。
- 12 番号23については、都道府県等で使用される単価を基準に適正な価格により算出するものとする。また、見積書により事業費を算出する場合には、原則として、複数の者から見積書を取得して比較を行うものとする。
- 13 番号24については、補助対象となる施設・機械等に関する収入及び支出（施設・機械等のメンテナンス経費を含む）について、番号21の資料に準じて整理するものとする。

- 14 番号 25 については、市町村単位及び大字単位で機械・施設等の位置が確認できるよう整理するものとする。
- 15 番号 27 については、「6次産業化推進整備事業における費用対効果分析の実施について」等に基づき算出するものとする。
- 16 番号 28 については、自己資金として金融機関等から借入れを行う場合、借入金の償還に関する計画を整理するものとする。
- 17 番号 29 については、自己資金として金融機関等から借入れを行う場合、実施計画承認時に金融機関等が融資等の決定に関する証明書又は見込みに関する書類等を発行できるときに添付するものとする。
- 18 番号 30 については、組織等の預金通帳口座の写し等とする。
- 19 番号 31 については、農地等の転用が必要な場合、関係機関と調整を行ったことがわかる書類等を整理するものとする。
- 20 番号 32 については、建築確認が必要な場合、関係機関と調整を行ったことがわかる書類等を整理するものとする。
- 21 番号 33 については、営業許可が必要な場合、関係機関と調整を行ったことがわかる書類等を整理するものとする。
- 22 番号 34 については、事業実施主体の農地等及び補助対象施設の立地について、農業振興地域整備計画の区域内外であることがわかる書類等を整理するものとする。
- 23 番号 36 については、事業内容等に照らし合わせ、必要となる人員及び就業体制について整理するものとする。
- 24 番号 37 については、補助対象機械・施設等の管理及び運営に関する規程について整理するものとする。

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成〇〇年度6次産業化推進整備事業（農業主導タイプ）自己点検報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）第8及び6次産業化推進整備事業実施要領（平成23年〇月〇日付け22総合第〇〇〇〇号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記1の第8の1の規定に基づき、成果目標等について自己点検を行ったので別添のとおり報告する。

(注) 1 関係書類として、別紙様式第4号を添付すること。

(別紙様式第4号)

6次産業化推進整備事業(農業主導タイプ)自己点検報告書(平成 年度分)

6次産業化法人の名称	組織の形態	代表者名	設立年月日
主たる事務所の住所			TEL FAX

1 事業の実施状況

[取組状況について]
[経営状況、事業による変化等について]

2 成果目標の達成状況

(1) 目標の達成状況について

項目		計画時 (平成 年度)	1年度目 (平成 年度)	2年度目 (平成 年度)	3年度目 (平成 年度)	4年度目 (平成 年度)
(所得の向上に関する目標) 売上高の増加	【計画】	千円	千円	千円	千円	千円
		— %	%	%	%	%
	【実績】	千円	千円	千円	千円	千円
		— %	%	%	%	%
(雇用の創出に関する目標) 雇用者の増加	【計画】	人	人	人	人	人
		—				
	【実績】	人	人	人	人	人
(地域の活性化に関する目標) []	【計画】					
	【実績】					

(2) 目標の達成状況についての所見

項目	所見
(所得の向上に関する目標) 売上高の増加	
(雇用の創出に関する目標) 雇用者の増加	
(地域の活性化に関する目標) []	

3 施設の利用計画に対する利用状況

(1)施設等の利用状況について

施設等名 (規模) [連携法人]	施設等名	利用年度			
		1年度目 (平成 年度)	2年度目 (平成 年度)	3年度目 (平成 年度)	4年度目 (平成 年度)
()	利用計画(A)				
	利用実績(B)				
	利用割合(C)=(B)÷(A)	%	%	%	%
()	利用計画(A)				
	利用実績(B)				
	利用割合(C)=(B)÷(A)	%	%	%	%

(2)施設等の利用状況についての所見

[の利用状況について]

4 6次産業化法人と連携法人の取引状況について

5 改善措置等 (計画値に到達しなかった場合に記入すること。)

(1)成果目標について

(2)施設等の利用状況について

(別紙様式第5号)

6次産業化推進整備事業(農業主導タイプ)点検評価書(平成 年度分)

地方農政局等名

6次産業化法人の名称	設立年月日	代表者名	構成員数
主たる事務所の住所		TEL	
		FAX	

1 事業の実施状況に対する所見

[取組状況について]

[経営状況、事業による変化等について]

2 成果目標の達成状況に対する所見

項目	所見
(所得の向上に関する目標) 売上高について	
(雇用の創出に関する目標) 雇用者の増加	
(地域の活性化に関する目標) []	

3 施設等の利用状況についての所見

[の利用状況について]

4 6次産業化法人と連携法人の取引状況についての所見

5 改善措置等に対する所見及び指導内容

(1) 成果目標について

(2) 施設等の利用状況について